

介護老人保健施設 かまくら 利用料金表

短時間デイケア・予防デイケアサービス

3級地 地域単価10.83

★要介護1～5

単位：円 令和6年6月より

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	摘要
サービス費 (1日あたり)	1割	387	421	450	482	515	居宅サービス計画に基づき、医学的管理・看護のもと、介護やリハビリテーション等、その他必要なサービスを提供
	2割	774	841	899	964	1,029	
	3割	1,160	1,261	1,349	1,446	1,544	

★要支援1・2

単位：円 令和6年6月より

要介護度		要支援1		要支援2	摘要
サービス費 (1月あたり)	1割	2,457		4,579	居宅サービス計画に基づき、医学的管理・看護のもと、介護やリハビリテーション等、その他必要なサービスを提供
	2割	4,913		9,158	
	3割	7,369		13,737	

★その他 加算料金（デイケア）

単位：円 令和6年6月より

負担割合		1割	2割	3割	
理学療法士等体制強化加算	1日	33	65	98	理学療法士等を専従かつ常勤で2名以上配置している場合
リハビリテーションマネジメント加算イ11	1月	607	1,213	1,820	医師の指示によるリハビリテーション計画に基づき、リハビリ会議を開催し、P T O T又はS Tが利用者等に説明し継続的にリハビリテーションの管理を行った場合
リハビリテーションマネジメント加算イ12(6か月経過以降)	1月	260	520	780	医師の指示によるリハビリテーション計画に基づき、リハビリ会議を開催し、P T O T又はS Tが利用者等に説明し継続的にリハビリテーションの管理を行った場合
リハビリテーションマネジメント加算ロ21	1月	643	1,285	1,927	医師の指示によるリハビリテーション計画に基づき、リハビリ会議を開催し、P T O T又はS Tが利用者等に説明し継続的にリハビリテーションの管理を行い、又厚生労働省（L I F E）に情報提出した場合
リハビリテーションマネジメント加算ロ22(6か月経過以降)	1月	296	592	887	医師の指示によるリハビリテーション計画に基づき、リハビリ会議を開催し、P T O T又はS Tが利用者等に説明し継続的にリハビリテーションの管理を行い、又厚生労働省（L I F E）に情報提出した場合
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1日	120	239	358	医療機関退院、又は介護保険施設から退所した日から3月以内にリハビリテーションを集中して行った場合
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	1回(6月に1回を限度)	22	44	65	利用開始時及び利用中6月ごとに、口腔の健康状態・栄養状態について確認を行い、各情報を介護支援専門員に提供している場合
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	1回(6月に1回を限度)	6	11	17	利用開始時及び利用中6月ごとに、口腔の健康状態・栄養状態のどちらかについて確認を行い、各情報を介護支援専門員に提供している場合
若年性認知症利用者受入加算	1日	65	130	195	若年性認知症利用者の方を受入した場合
重度療養管理加算	1日	109	217	325	要介護3・4又は5の方であって、厚生省の定める状態にある方に対し処置を行った場合
中重度者ケア体制加算	1日	22	44	65	要介護3・4又は5の方の割合が通所の100/30以上の場合（前年度）
科学的介護推進体制加算	1月	44	87	130	A D L等の必要な情報を厚生労働省（L I F E）に提出した場合
送迎減算	片道	-51	-102	-153	施設送迎を行わなかった場合
移行支援加算	1日	13	26	39	A D Lが向上し、社会参加を維持できる等の質の高い通所リハビリを提供した場合(前年度)
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1日	20	39	59	介護職員の総数の50%以上が介護福祉士の資格保持者である場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1月	ご利用単位により異なります(ご利用単位の合計の8.6%)			厚生省の示す基準を満たしている場合

★その他 加算料金（予防デイケア）

単位：円 令和6年6月より

負担割合		1割	2割	3割	
科学的介護推進体制加算	1月	44	87	130	A D L等の必要な情報を厚生労働省（L I F E）に提出した場合
若年性認知症利用者受入加算	1日	65	130	195	若年性認知症利用者の方を受入した場合
予防通所リハビリの長期利用減算(要支援1)	1月	-130	-260	-390	予防通所リハビリが利用開始から12月以上経過している場合
予防通所リハビリの長期利用減算(要支援2)	1月	-260	-520	-780	予防通所リハビリが利用開始から12月以上経過している場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ(要支援1)	1月	78	156	234	介護職員の総数の50%以上が介護福祉士の資格保持者である場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ(要支援2)	1月	156	312	468	介護職員の総数の50%以上が介護福祉士の資格保持者である場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1月	ご利用単位により異なります(ご利用単位の合計の8.6%)			厚生省の示す基準を満たしている場合

※上記の加算は消費税の課税対象ではありません。

※上記の加算は端数処理の為、実際の合計額と誤差が生じることがあります。